

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間道治議員・第4回)

- 日 時 令和7年9月24日 午後2時59分～午後3時23分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 長島満理子
副委員長 下田 剛
委 員 森谷久一郎、寺田一樹、出口景介、石崎遊太、千田征志、
小林直樹
- 調査請求者 寺田匡志氏
- 出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー
-

- 委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、前回に引き続き政治倫理基準違反の行為の存否についての審査を進めてまいります。

本日は、調査請求者の寺田匡志さんにおいでいただきましたので、早速ご出席をお願いします。

[調査請求者 着席]

- 委員長 それでは、審査会を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本審査会にご出席いただき、ありがとうございます。審査会を代表してお礼を申し上げるとともに、忌憚のないご意見を述べていただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の審査についてありますが、まず、調査請求についてご説明いただき、その後、質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員長の許可を得てから発言されますよう、よろしくお願いいたします。また、発言の内容は今回の事案の範囲を超えないようにお願いします。また、委員に対して質疑をすることはできませんので、ご了解をお願いいたします。

それでは、調査請求の内容について説明をお願いいたします。発言は着座のままで結構です。

- 調査請求者 よろしく願いいたします。今回、調査請求をした背景といたしましては、一三浦市民として前回の市長選で非常に三浦の政治に関心を持ちまして、そこから前回の7月の議会の傍聴をさせていただくことになりました。

その中で、市議会がどういった話をされているのかとか、どういった議員がいらっしゃるのかって、以前は全く関心がなかったものですので、どういう状況だったか分からないんですけども傍聴して、出席できないときは動画などを見させていただいた中で、いろんな発言がある中で、私が一市民として引っかけた部分として一番大きかったのが、今回の草間議員の土下座発言で

あるというところでございます。

一般的には土下座という行為を言葉にするということは、社会通念上、一般の場で使うというのはかなりまれなことでありまして、土下座という言葉自体が相手を屈服させて自分の立場が上であるかのような、そういった背景の下に、相手に屈辱的な行為を求めるものであるというところでありまして、一般的に生活していますとなかなか使わないことでもありますし、謝罪という言葉で済むところを土下座と言うところはかなり相手の人格をおとしめる言葉である。そういった言葉が議会で使われているということに少なからず衝撃を受けまして、こういったことがまかり通っているというところに非常に、議員に対してもそうですけれども、議会に対しても非常に思うところがありました。

私が今回、倫理請求を出した経緯というのは、一市民として市議会を見ているというところで大きく気になった部分として、今回あえて倫理調査請求ということで出させていただきました。

○委員長　　ありがとうございました。それでは、委員の皆さんから質疑がありましたら、お願いします。

○委員　　本日はありがとうございます。2、3質問させていただきます。まず、今回、請求者は本会議を実際に傍聴席で傍聴されていたということでよろしいでしょうか。

○調査請求者　　今回の発言に関しましては、ユーチューブの動画を通してでございます。

○委員　　ユーチューブでご覧になったというところなんですけれども、最初から草間議員の一般質問、前段もご覧になっていたのでしょうか。

○調査請求者　　はい。

○委員　　ユーチューブで前段のやり取りも見ていたという理解でよろしいですか。

○調査請求者　　はい。

○委員　　今回、選挙戦から興味をというところで、出口市長の選挙期間中のSNSの投稿などを請求者さんはご覧になっているのでしょうか。

○調査請求者　　はい。確認しております。

○委員　　本会議の中で、市長が自分の発したことに関して間違いがあったということもおっしゃっています。そういうところも認識されていますか。

○調査請求者　　はい。

○委員　　分かりました。私からは以上です。

○委員　　先ほど請求者さんからお言葉頂きましたが、土下座というイメージ、表現に関してもう一度、土下座という表現はどのような印象であるか、そして一般的に考えられているイメージで、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○調査請求者　　土下座というものは相手に屈辱的な行為を強いるものであり、また、相手に対して自分が上の立場であるということを示し、かつ屈服させ、かつ相手の人格を侵害するものであるというふうに認識しております。

○委員 一市民として、その言葉が不適切ではないかということで今回請求されたと思いますが、先ほどユーチューブで議会中継をご覧になったということで、草間議員の一般質問を全て見られたということでよろしいでしょうか。

○調査請求者 はい。

○委員 その中で、問題発言と思われる箇所の前後の話の流れも当然視聴されて、休憩後のやり取りもご覧になったということで。

○調査請求者 はい。

○委員 草間議員が市長に対して土下座でもして謝ってくださいよというような発言があったと思います。その前段で、出口市長も城山の10億円とか金額の件で、皆さんの仕事を否定する形になってしまったことを本当におわびしたいというような流れもあるわけです。休憩後に出口市長から、この議会における議論、説明と謝罪という話の後で、草間議員が私からもヒートアップして不適切な発言があったと思いますけど、その点については大変申し訳なかったと思っておりますというのがありますが、そこも確認されているということでよろしいでしょうか。

○調査請求者 はい。

○委員 その前後のやり取りがあった上で、請求書のほうに戻りますが、やはり土下座を要求したということが議会の品位と名誉を損なう行為であると。パワハラ、ハラスメント行為、前後のやり取りであったと思いますが、そういうところが今回不適切ではないかということで政治倫理調査請求書を提出したということでよろしいですか。

○調査請求者 はい。

○委員 では、こちらを提出されたことによって議会に対してどのようなことを求めるか、お聞かせいただけますでしょうか。

○調査請求者 過去、日本全国の市議会等でこういった発言に対する様々な事案がございますけれども、いろんな形で、主に謝罪していますけれども様々な形での懲罰を受けている事例がございます。私といたしましては草間議員が特別委員会の委員長の要職に就かれているというところを懸念しておりまして、委員会の委員長の辞任及びこの発言に対する辞職を求めます。

○委員 最後に、今、開かれた議会ということで、ユーチューブで議会中継が一般市民の方に多く見ていただける環境になっておりますが、市民に大きな失望を与えるものということで、言葉のイメージもそうなんですけれども、寺田さんが考える、市民に対する影響というのはどのようなものか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○調査請求者 やはり市議会議員は我々市民の信託を受けておりますので、その発言には重大な責任が伴うと思っております。その中で、言葉を使うところに関してやはり慎重になるべきでして、一般感覚からすると土下座という言葉は議会ですることは考えられないかなというふうに思っております。私、一般企業で長らく勤めておりまして、カスタマーセンター等で勤めておりましたけれども、当然、中には厳しい叱責やそういった状況もありますけれども、一度たりとも顧

客、カスタマーの方から土下座という言葉聞いたことがないと。なので、一般常識から乖離する言葉だと思っておりますので、やはりその辺は一般市民感情から許容できないと思っておりますし、逆に議会の中でそれが何も、懲罰等がなかったことに関しまして、一市民としましてはガバナンスが効いているのかなというところで、その疑念は拭いとることができません。

○委員　　そういうところで勤められた経験というところも含めて聞かせていただきました。ありがとうございます。私からは以上です。

○委員　　請求者に対して、確認の意味で何点かお聞きいたします。今のやり取りで、土下座発言、屈辱的行為というのと、上の立場から屈服させるというのと、人権を侵害、おとしめるという発言だというのは分かりました。

それで、7月14日の本会議、草間議員が市長に対して、議事録を読みますと「まずは市長がその職員に土下座でもして謝ってくださいよ。そのぐらいのことをしたという自覚はないですか、本当に。道義的責任はないんですか」というくだりがあるんですけど、それが請求書の中の土下座要求ということだと思うんですけど。請求書に書いてありますけれど、土下座要求をしたことに対して、議会の品位と名誉を損なう行為だというふうに考えているんですね。

○調査請求者　　はい。そのとおりでございます。

○委員　　政治倫理条例第4条（政治倫理基準の遵守）、第1号というところで、議会の品位と名誉を損なう行為を慎むというのがあります。そこに抵触しているってということですかね。

○調査請求者　　はい。そのとおりでございます。

○委員　　市長に対する重大なハラスメントというところもあるんですけど、これは市長に対して、パワハラっていう言い方も書いてあるんですけど、だということを考えているわけですね。

○調査請求者　　はい。そのとおりでございます。

○委員　　一般市民感覚、感情として、土下座を要求するというのは、確かに考えられないことだと私も思います。土下座を要求するというのはハラスメント、要求された人は不快感を感じたんだろうなって思います。また、土下座の要求、これは人に義務のないことを行わせる。刑法の第223条、強要罪というのがあるんですけど、それにもなりかねないと思われる発言かなというふうに思います。

また、請求書の中で、土下座要求は不正な行為——正しくないんだというふうに書いてありますけれど、やっぱり不正な発言だというふうに考えているんですね。

○調査請求者　　はい。まず、刑法223条に抵触すると。あと、民法709条、不法行為にも該当します。あともう一つは、市民の信託を受けている、そこに対する残念ながら背任行為というか、背任言動だというふうに認識しております。議会に対する信頼という、一体どうなってるのかという思いでございます。

○委員　　請求書の文面を読んで、全員、本会議場にいたわけなので、草間議員の発言に対して、その場でぱっと、おかしいんじゃないか、市民感覚では違うんじゃないか、議会の質問としてそ

ういう発言はおかしいじゃないかというふうにできればよかったんですけど、そこはできなかったので申し訳ないなとは思ってるんですけど。

請求書の最後に、厳正に処分されるべき事由であるというので、先ほどの質問もあったんですけど、何かしらの処罰、懲罰ということなんですけれど、調査特別委員会の委員長を辞任、辞めてほしいというふうに考えているんですか。

○調査請求者 そのとおりでございます。

○委員 辞職ということも言ったんですけど、一般的に、辞任は役職だとかそういうのを辞める、辞職というと議員を辞めろということになるかと思うんですけど、議員も辞めてほしいというふうに考えていますか。

○調査請求者 はい。そのとおりでございます。

○委員 私からは以上です。

○委員 1点だけお伺いします。議事録には「市長がその職員に土下座でもして謝ってくださいよ。そのぐらいのことをしたという自覚はないですか」とあります。土下座という言葉自体は、おっしゃったように、私も許されるべきことではないと思っております。

ただ、今回、草間議員が、自分に対しての土下座ということではなく、城山の土地鑑定の事務に当たった職員に対して土下座でもして謝ってくださいという発言だったんですけど、自身ではなく職員に対して。この違いについて、どうお考えでしょうか。

○調査請求者 私は、この場面においては、一言、謝罪という言葉で済ませればよかったものを、なぜ土下座という言葉を使ったかというのは、草間議員が自分のほうが市長より立場が上であるということを示したいがために土下座という言葉を使ったのではないかというふうに認識しております。

○委員 この場面は様々な質問、答弁があって、何回もやり取りしてる間にちょっと草間議員がヒートアップしていた状況であったかと思うんです。とはいいいながらも、土下座という発言は決して認められるような言葉ではないというふうに思いますけれど、その発言に対して、どう扱うか、求められているような処分に該当するかは、ちょっと議論が必要かなというふうに思います。以上です。

○委員 今日は、ありがとうございます。

議会というのは市長を筆頭にする行政機関のチェック機関であります。そういった意味で、議員の思っていることと違うとき、あるいは正さなければならないときは厳しいことも言うのが議会の役割だと私は思っています。それで、今回の草間議員は草間議員なりに、その是正すべきことを指摘したといったところだと思うんですけども、私個人としても、あの場で聞いていて、土下座を求めた表現というのは行き過ぎた表現であった、そういうふうに思っています。

先ほど、ほかの委員が聞いていたように、草間議員に対しては特別委員長の辞任、そして議員も辞職を求めるというようなことを請求者さんおっしゃっていました。それで、先ほど議会に対

してということで、議会イコールこの審査会だと思うんですけども、懲罰を求める、懲罰を科してほしいというようなことをおっしゃっていましたが、そういうふうな懲罰、辞職まで求めるということは、この審査会として辞職勧告というところまで判断してほしいということでよろしいでしょうか。

○調査請求者 はい。そのとおりでございます。

○委員 分かりました。あとは皆さん聞いていたので、請求者さんのご主張は承りました。

○委員 今日は、ありがとうございます。

先ほど他の委員から、ユーチューブで見られていたということで、前後全部見られていましたって話なんですけども。そのときの動画がInstagramにも切り抜きで上げられたと思うんですけど、その動画というのはご覧になられましたか。

○調査請求者 それは市のInstagramでしょうか。

○委員 いや、特定の方のInstagramがあって、そこに動画が切り抜きとして上げられたのがあったんですけど、それは。

○調査請求者 確認しておりません。

○委員 分かりました。以上です。

○委員長 他になれば、以上で質疑を終了いたします。

調査請求者におかれましては、お忙しい中、審査会にご出席いただき、貴重なご意見を述べていただきました。頂いたご意見は今後の審査に十分生かしてまいりたいと考えております。本日は、ありがとうございました。

それでは、ご退席ください。

[調査請求者 退席]

○委員長 本日の審査は、以上で終了いたします。

次回の委員会の開催日時は、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会します。ご苦労さまでした。